

徳島県病院局訓令第一号

徳島県病院局公文書管理規程を次のように定める。

令和六年一月十二日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局公文書管理規程

徳島県病院局文書規程（平成十七年徳島県病院局訓令第一号）の全部を改正する。

徳島県病院局における公文書等の管理に関しては、別に定めるもののほか、徳島県公文書管理規程（令和五年徳島県訓令第十一号）の例によるものとする。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。